

## 和歌山県監査公表第13号

令和6年2月14日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

### 1 和歌山県東京事務所

監査実施年月日 令和5年11月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品の廃棄業務委託について、産業廃棄物処理業務であるにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に定める委託契約書を作成せず請書で処理していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 資金前渡により購入した消耗品の納品について、納品検査が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 関係法令に基づき、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p>

### 2 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和5年11月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 電気料金の支払において、延滞利息を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 廃川敷地については、令和4年度末で1件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(3) 椿山ダム修繕工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、変更の手続がなされていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 契約先の変更があった場合は、支払方法等を確認し、庁内関係機関との間で情報共有の上、複数人での確認を徹底するとともに、随時資金前渡口座の通帳記帳や引落しが正確に行われているかを定期的に確認することにより、事務処理の適正化を図るよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 王子川の廃川敷地については、令和5年度中に4名の不法占用物件の撤去を確認し、不法占用の再発防止策として舗装を実施した。なお、残る対象者については売払い交渉を進めるが、売払いが困難な場合は撤去指導を継続していく。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条に基づく書面と、請負者から提出を受ける建設廃棄物処理に係る関係書類の内容を複数の職員で確認することを周知徹底した。</p>

### 3 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 令和5年11月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>修繕料の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>出納機関への合議について、和歌山県財務規則等に基づき、遺漏なく適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>